

令和7年12月17日（水曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

|     |           |    |     |           |    |
|-----|-----------|----|-----|-----------|----|
| 1番  | 柏 倉 信 一   | 議員 | 2番  | 佐 藤 政 人   | 議員 |
| 3番  | 野 口 康 一 郎 | 議員 | 4番  | 児 玉 崇     | 議員 |
| 5番  | 月 光 裕 晶   | 議員 | 6番  | 安 孫 子 義 徳 | 議員 |
| 7番  | 太 田 陽 子   | 議員 | 8番  | 佐 藤 耕 治   | 議員 |
| 9番  | 渡 邊 賢 一   | 議員 | 10番 | 伊 藤 正 彦   | 議員 |
| 11番 | 古 沢 清 志   | 議員 | 12番 | 太 田 芳 彦   | 議員 |
| 13番 | 阿 部 清     | 議員 | 14番 | 沖 津 一 博   | 議員 |
| 15番 | 荒 木 春 吉   | 議員 | 16番 | 後 藤 健 一 郎 | 議員 |

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

|         |                             |         |                           |
|---------|-----------------------------|---------|---------------------------|
| 齋 藤 真 朗 | 市 長                         | 猪 倉 秀 行 | 副 市 長                     |
| 佐 藤 志津男 | 教 育 長                       | 久保田 洋 子 | 病院事業管理者                   |
| 高 橋 達 也 | 選挙管理委員会<br>委員長              | 木 村 三 紀 | 農業委員会会長                   |
| 今 野 育 男 | 総務課長（併）<br>選挙管理委員会<br>事務局 長 | 東海林 恒   | 企画戦略課長                    |
| 石 橋 慶 幸 | みらい協働課長                     | 佐 藤 倫 久 | デジタル戦略<br>課 長             |
| 小 林 博 之 | 財 政 課 長                     | 安孫子 廣 美 | 税 務 課 長                   |
| 渡 辺 智 昭 | 市民生活課長                      | 菊 地 正 博 | 防災危機管理<br>課 長             |
| 武 田 栄 治 | 建設管理課長                      | 渡 邊 健 一 | 農林課長（併）<br>農業委員会<br>事務局 長 |
| 小 関 光 彦 | 商工推進課長                      | 後 藤 英 明 | さくらんぼ観光<br>課 長            |
| 小 林 弘 之 | 福祉国保課長                      | 黒 田 美 紀 | 健康増進課長                    |
| 志 鎌 重 美 | 子育て推進課長                     | 寺 西 里 衣 | 会計管理者（兼）<br>会 計 課 長       |
| 大 江 幸 範 | 上下水道課長                      | 山 田 良 一 | 病院 副 院 長                  |
| 東海林 茂 美 | 学校教育課長                      | 安 彦 絵 美 | 生涯学習課長                    |
| 笹 原 泰 治 | スポーツ振興<br>課 長               | 大 沼 勇   | 監 査 委 員                   |
| 渡 邊 昭   | 監 査 委 員<br>長                |         |                           |

○事務局職員出席者

|         |           |         |           |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 高 橋 良 子 | 事 務 局 長   | 伊 藤 正 弘 | 局 長 補 佐   |
| 堀 和 敏   | 総 務 係 主 任 | 熊 谷 拓 哉 | 総 務 係 主 事 |

議事日程第 5 号

第 4 回定例会

令和 7 年 12 月 17 日 (水)

予算特別委員会終了後開議

再 開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 議第 66 号 令和 7 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 8 号)  
" 2 議第 77 号 令和 7 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 9 号)  
" 3 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告  
" 4 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第 5 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 6 号))  
" 6 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 7 号))  
" 7 議第 67 号 令和 7 年度寒河江市水道事業会計補正予算 (第 1 号)  
" 8 議第 68 号 寒河江市税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について  
" 9 議第 69 号 寒河江市市税条例の一部改正について  
" 10 議第 70 号 寒河江市手数料条例の一部改正について  
" 11 議第 72 号 寒河江市火入れに関する条例の一部改正について  
" 12 議第 73 号 寒河江市水道給水条例等の一部改正について  
" 13 議第 75 号 寒河江市田代地区多目的交流館に係る指定管理者の指定について  
" 14 議第 76 号 最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定について  
" 15 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
" 16 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第 17 議第 71 号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について  
" 18 議第 74 号 寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について  
" 19 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
" 20 質疑・討論・採決

- 日程第 21 議第 78 号 令和 7 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 10 号)  
" 22 議第 79 号 令和 7 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)  
" 23 議第 80 号 令和 7 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)  
" 24 議第 81 号 令和 7 年度寒河江市立病院事業会計補正予算 (第 1 号)  
" 25 議第 82 号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例及び寒河江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第26 議第83号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について

〃 27 議案説明

〃 28 委員会付託

〃 29 質疑・討論・採決

〃 30 議会案第4号 安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める意見書の提出について

〃 31 議会案第5号 全国一律最低賃金制の確立・時間額1500円実現とこれに見合う中小企業支援拡充により人口減少・流出に歯止めをかけるための意見書の提出について

〃 32 議案説明

〃 33 質疑・討論・採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前9時55分

○柏倉信一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長長の報告を求めます。荒木議会運営委員長。

〔荒木春吉議会運営委員長 登壇〕

○荒木春吉議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、12月16日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し

上げます。

追加案件は、議第78号令和7年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）、議第79号令和7年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議第80号令和7年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第81号令和7年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）、議第82号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例及び寒河江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、議第83号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について、議会案第4号安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める意見書の提出について及び議会案第5号全国一律最低賃金制

の確立・時間額1500円実現とこれに見合う中小企業支援拡充により人口減少・流出に歯止めをかけるための意見書の提出についての8案件であります。

このことにより、議事日程の一部変更が必要となります。

日程変更の詳細につきましては、示しております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○**柏倉信一議長** お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

## 議 案 上 程

○**柏倉信一議長** 日程第1、議第66号令和7年度寒河江市一般会計補正予算(第8号)及び日程第2、議第77号令和7年度寒河江市一般会計補正予算(第9号)の2案件を一括議題といたします。

### 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**柏倉信一議長** 日程第3、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。安孫子予算特別委員長。

〔安孫子義徳予算特別委員長 登壇〕

○**安孫子義徳予算特別委員長** 予算特別委員会に

おける審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第66号令和7年度寒河江市一般会計補正予算(第8号)及び議第77号令和7年度寒河江市一般会計補正予算(第9号)であります。

12月11日、委員15名出席、当局からは市長はじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、2案件を一括議題として質疑の後、各分科会に分担付託し審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

初めに、議第66号について採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第77号について採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

○**柏倉信一議長** 日程第4、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

佐藤議員に申し上げます。第何号議案に対する討論ですか。(「ただいま議題となりました議

第77号令和7年度寒河江市一般会計補正予算（第9号）について、私は反対の立場で討論いたします」の声あり）

反対討論ですね。

渡邊議員に申し上げます。第何号議案に対する討論ですか。（「佐藤政人議員と同じく、議第77号一般会計補正予算（第9号）について、賛成の立場での討論になります」の声あり）

賛成討論ですね。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、初めに議第77号反対討論について、佐藤政人議員の発言を許します。佐藤議員。

〔佐藤政人議員 登壇〕

○佐藤政人議員 本補正予算案の内容は、新市民浴場管理運営事業の1点のみであり、私は、年度途中での管理運営形態の変更に反対するものです。

まず、大前提としては、私は一刻も早い市民浴場の再開を強く願っております。しかしながら、とにかく早く再開させなければならないという錦の御旗の下、本案が可決されるとすれば、それは指定管理者制度への信頼を揺るがすおそれがあるという点を御理解いただきたいと思えます。

反対理由は大きく2点あります。

第1に、指定管理者制度を軽視していると捉えられかねない点です。

新市民浴場の建設運営はDBO方式、つまりデザイン・ビルド・オペレートの3者による18年間の長期契約でした。しかし、見込入場者数に達せず、経営不振を理由に、運営事業者から契約解消の申出が湯量低下問題の前になされたことは、ここにいる議員各位はもちろん、市民の皆さんも広く御存じのとおりです。

この問題は、運営事業者だけの責任ではありません。そもそも、当初想定した一日1,000人という入場者数が妥当であったのか。3者合同

のDBO方式での落札である以上、設計、建設も交えてしっかりと検証すべきであったと考えます。

ところが、その直後に発生した湯量低下の問題により、今議案ではそうした検証をすることなく、指定管理者の解消と業務委託への移行を早急に進めようとしています。このまま可決されれば、問題の原因究明や責任の所在が曖昧になります。これは、現在、そして今後の寒河江市における指定管理者制度全体に悪影響を及ぼしかねません。

今回の補正予算では、入場料収入があるとはいえ、歳出が約3,000万円計上されています。しかし、源泉や施設そのものの変更があるわけでもなく、実質的には契約形態の変更にすぎません。もしこのまま事業者の変更もなければ、市民の皆さんが、経営不振で契約解消を申し出た事業者に、なぜ税金を支払って再び業務を任せるとかという疑問を抱くのは当然ではないでしょうか。

第2に、指定管理者の問題と湯量低下の問題を混同している点です。

指定管理者が契約解消を申し出た数日後に発生した源泉の湯量低下、11月22日以前は毎分950から1,000リットルあった湧出量が、現在は920から930リットルに減少しているとの説明でした。

今定例会の沖津議員の一般質問に対し、市長は、例えば、福祉風呂を当面休止する、減少分を加水・加温で補うといった対応策が考えられると答弁されました。もし本補正予算が、指定管理のままで湯量低下によって生じた運営上の損失を補う内容、すなわち休止した福祉風呂分の売上げ補填や、加水・加温に必要な燃料費等の経費支援を目的とするものであれば、私は賛成いたします。なぜなら、それは運営事業者の責任ではないトラブルへの対応だからです。

しかしながら、実際には、とにかく一刻も早

い再開という御旗の下、指定管理者の問題と湯量低下問題が混同され、本来切り分けて議論すべき2つの問題が一緒くたにされている印象を否めません。

重ねて申し上げますが、私は一刻も早い市民浴場の再開を強く願っております。しかし、寒河江市における今後の指定管理者制度そのもの、ひいては行政への信頼に影響を及ぼしかねない重大な案件になると思われまますので、議第77号令和7年度寒河江市一般会計補正予算（第9号）に反対します。

○柏倉信一議長 次に、議第77号賛成討論について、渡邊賢一議員の発言を許します。

〔渡邊賢一議員 登壇〕

○渡邊賢一議員 議第77号一般会計補正予算（第9号）第1表中、歳出第4款衛生費第1項6目市民浴場費、市民浴場管理運営事業の歳出予算に賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず初めに、2023年（令和5年）4月28日に、市民の健康増進と癒やし、集いの場として長らく愛されてきた市民浴場を移転新築し、湯るりさがえとしてオープンいたしました。ちょうどこの日は県縦断駅伝競走大会第2日目で、寒河江西村山チームが優勝を遂げた快挙で、記念すべきよき日に花を添えることになったことを今も鮮明に覚えているのでございます。

また、現在掲載されている市のホームページによりますと、「館内には、新寒河江温泉の源泉かけ流しの大浴場やサウナ室、体が不自由な方にも温泉を楽しんでいただける福祉風呂などを備え、豊富な湯量と熱めが特徴の市民浴場の魅力をどなたでもご堪能いただける施設となっております」となっております。豊富な湯量と熱めのお湯が特徴、これが寒河江市民浴場の魅力と宣伝しているのであります。

さて、このたびの補正予算について、議会運営委員会に上程された当初は、私は、これはい

ささか無理があるのではないかというのが第一印象でした。その後の一般質問における沖津議員への市長答弁がありまして、一定理解したところであります。

私も多くの疑問点や本来の制度の本質について質問いたしました。加えて、本会議や予算特別委員会における同僚議員の質疑、そして所属する厚生文教予算分科会での質疑に対する財政課長、市民生活課長答弁、昨日の臨時議員懇談会での副市長答弁を踏まえ、熟慮に熟慮を重ね総合的に検討させていただきました。

その結果、結論から申し上げます、100点満点のうち、大賛成とはなりません、辛口で評点すれば50点、おおむね70点、その平均しても60点の及第点でやむなしとして、市民の皆さんには説明し得る明確な根拠があると思ひ、この場に立っておるのであります。

それでは、賛成理由を3点申し上げます。

1つ目は、何といたっても早期再開をほとんどの市民が待ち焦がれていることから、超スピード感を持って対応を迫られているからです。毎日利用されている方々にとっては、自分のホームグラウンドが閉鎖されることくらい悲しいことはないと言います。

市民は残念ながら、このPFI方式とかPPP方式で設計、建設、運営を提案された民間活力とか、当該事業者の基本契約最長30年のところ18年、指定管理者制度の契約原則5年を3年という期間についてあまり知られておらず、事業者についてはさほど問題にしていなことが多うございます。逆に言うと、私どもも含めて説明不足が否めないと思ひます。

とにかく多くの愛好者から、いつ再開するんだ、入浴券はいつ使えるんだという電話での問合せが殺到していると伺っておりますし、一刻も早い再開を待ちわびている状況であります。これは、1983年1月に、県内で一番早いと思ひますけれども、この時期にオープンさせた歴史

があるからだと思います。

今朝、議員図書室で市報さがえを閲覧してきましたけれども、市報さがえ850号には、表紙には待ち焦がれたちびっこたちが表紙に写って、大歓声を上げている、まさに生き生きとしたさがえっこたちの姿がお風呂場で写っているのがあります。そうした本市の地域資源の有効活用、体験型の観光資源の磨き上げをし続けることこそ市民の願いであるからです。

また、不断の経営努力の形として、例えば、これまでもやってきたと思いますが、大みそかから元日までのオールナイト営業やお風呂無料の日、あるいはさくらんぼマラソンやさくらんぼイベントの割引券提供などももっともっと伸び代があり、サービス向上をとにかく早く提供できることが前提となるからです。

2つ目、財政健全化の象徴として、補正予算の財源は使用料と繰越金ということで明確であり、これによって業務委託が行われ、市民がひとしく享受できるサービスであるからです。

また、当該指定管理者に対する定例監査が昨年11月7日に行われております。監査結果によれば、施設管理に係る出納その他の事務執行状況は良好に処理されていると認められたとなっているのでございます。当局による定例の指定管理者の評価基準に基づく評点においても合格点で、更新し得る評点であったわけであります。

一方、指定管理者制度締結ガイドラインによれば、「指定管理者の財務状況が著しく悪化するなどの事業継続が困難となったときは、指定の取消しや業務の一部又は全部の停止を命じることがあります」と定義されており、この定めから指定取消し要件を踏まえた結果なのだと理解します。

これは、当初の基本契約からすればあまりにも違うのではないかと指摘されるところですが、そもそもこの基本契約の前提が、指定管理者の利益ありきの黒字経営を基にしたものであり、

P F I 方式によって民間活力を期待したことの限界であるとも思います。

以前から問題点が指摘されてきましたが、この方式は民間企業が資金調達や事業リスクを負うため、収益見込みが立たない場合には撤退のリスクが生じる可能性があります。特に利用者料金収受型の事業では、需要予測の誤りが事業破綻につながる可能性があります。民間企業が過度なリスクを負担しないよう、行政側との適切なリスク分担が重要です。

例えば、最低収益補償制度を設けることで、事業の安定性を確保しているところもあります。しかるに、今回、事業者である温泉組合は赤字経営に追い込まれ、組合解散まで危惧されているということでしたが、最悪のシナリオではないかと思うからです。これまで看過してきた者として、これだけは絶対避けなければならないと思います。

最後に3つ目の理由です。これは、公の施設、新市民浴場であるがゆえに、事業者の設定する入浴料が廉価で抑えられ、露天風呂の設置も先送りされてきたこと、民間並みの利益・利潤追求ができないこと、民業圧迫を抑えてきたことであります。

100円風呂からスタートしてきた市民浴場の移転ですので、湯の無料提供によって、チェリーパーク、民間事業者との大きなハンディキャップ、アドバンテージがあるのです。であるがゆえに、事業者は公営企業の域にあると思います。

業務委託の需用費積算単価、備品購入費の根拠、委託料の根拠について御答弁いただきました。これまで、事業者の指定管理制度の管理運営でなく、市が直接関与し、様々な状況に対し速やかに対応すべく、直営とはなりません、業務委託にかじを切ると宣言しているのであります。

2026年4月以降の業務委託に向けては、しっ

かりと市民とか市民外の料金の撤廃を含め入浴料金の見直し、露天風呂の建設、マンネリ化打破とイベントの開催、新たな掘削による湯源の確保など今後さらに検討の余地があることは、今回、同僚議員が今議会で再三申し上げてきたところであります。その意味でも、スピード感を持って検討され対応を図っていただけたらと思うからであります。

いずれにいたしましても、これまで官民が協力してきた公共サービスを提供する有効な手段としてきたこのPFI方式は、残念ながら今回の指定管理者制度の取消し、そして今回の業務委託方式は、中長期的な観点からすればやむなしというふうに思います。

したがって、このたびの補正予算については賛成すべき、当該補正予算は妥当であることを申し上げて、私の賛成討論といたします。

○柏倉信一議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第66号令和7年度寒河江市一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議第77号令和7年度寒河江市一般会計補正予算（第9号）を起立により採決いたします。

〔月光裕晶議員 退席〕

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第77号は原案のとおり可決されました。

〔月光裕晶議員 着席〕

## 議 案 上 程

○柏倉信一議長 次に、日程第5、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度寒河江市一般会計補正予算（第6号））から日程第14、議第76号最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定についてまでの10案件を一括議題といたします。

### 総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○柏倉信一議長 日程第15、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。月光総務産業常任委員長。

〔月光裕晶総務産業常任委員長 登壇〕

○月光裕晶総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月11日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、承認第5号、承認第6号、議第67号から議第70号及び議第72号、議第73号並びに議第75号、議第76号の10案件であります。また、議会運営委員会から付託された陳情第3号の1案件についても審査を行いました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度寒河江市一般会計補正予算（第6号））を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論

を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度寒河江市一般会計補正予算（第7号））を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議第67号令和7年度寒河江市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第68号寒河江市税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第69号寒河江市市税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第70号寒河江市手数料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第72号寒河江市火入れに関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第73号寒河江市水道給水条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「督促状を送付している件数はどの程度あるのか」との問いがあり、当局より「2か月に1回となりますが、1回当たり600通から700通程度送付しています。全体で1万6,700通程度でありますので、約4%に督促状を送付しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第75号寒河江市田代地区多目的交流館に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第76号最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「水害後の地域との関わりや活動内容が分かりにくいとの声があり、また、長年、同じ団体が指定管理を担う中で、人員体制も変化しているが今後の運営に支障はないのか。また、どのような点を評価して当該団体を選定したのか」との問いがあり、当局より「指定管理者の選定につきましては、提出された申請書の内容を基に、評価項目ごとに点数化して選定を行っており、期待値を加味した評価は行っておりません。あくまでも書類審査に基づき、客観的に評価した結果でございます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第3号全国一律最低賃金制の確立・時間額1500円の実現とこれに見合う中小企業支援拡充により人口減少・流出に歯止めをかけるための意見書の提出を求める陳情を議題とし、審査に入りましたが、御報告する意見等もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって

採択することに決しました。

次に、陳情第3号が採択することに決しましたので、陳情第3号に係る意見書について審査に入りました。

主な意見等の内容を申し上げます。

委員より「最低賃金引上げについては重要であるが、賃上げありきではなく、価格転嫁や雇用側の体制整備など、全体の底上げにつながる視点を意見書に盛り込むべきである」との意見がありました。

委員より「中小企業においては社会保険料の負担が大きな課題となっており、賃上げと併せて中小企業を守るための支援策をより具体的に示す必要がある」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって、意見書案を一部修正の上、議会案を提出することに決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第16、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第5号専決処分の承認を求めることについて(令和7年度寒河江市一般会計補正予算(第6号))、承認第6号専決処分の承認を求めることについて(令和7年度寒河江市一般会計補正予算(第7号))、議第67号令和7年度寒河江市水道事業会計補正予算(第1号)、議第68

号寒河江市税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について、議第69号寒河江市市税条例の一部改正について、議第70号寒河江市手数料条例の一部改正について、議第72号寒河江市火入れに関する条例の一部改正について、議第73号寒河江市水道給水条例等の一部改正について、議第75号寒河江市田代地区多目的交流館に係る指定管理者の指定について及び議第76号最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定についての10案件を一括して採決いたします。

ただいまの10案件に対する委員長報告はいずれも承認及び可決であります。

10案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、承認第5号、承認第6号、議第67号、議第68号、議第69号、議第70号、議第72号、議第73号、議第75号及び議第76号の10案件は原案のとおり承認及び可決されました。

## 議案上程

○柏倉信一議長 次に、日程第17、議第71号寒河江市公民館に関する条例の一部改正について及び日程第18、議第74号寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についての2案件を一括議題といたします。

## 厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○柏倉信一議長 日程第19、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。野口厚生文教常任委員長。

〔野口康一郎厚生文教常任委員長 登壇〕

○野口康一郎厚生文教常任委員長 厚生文教常任

委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月11日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第71号及び議第74号の2案件であります。また、議会運営委員会から付託された陳情第2号についても審査を行いました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第71号寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第74号寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「文書料の上限を5,000円としているが、その根拠は」との問いがあり、当局より「近隣の各病院の状況を確認した上で、今後、県立河北病院と統合することを踏まえ、現在の県立河北病院の金額に合わせました」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第2号安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める意見書の提出に関する陳情書を議題とし、担当書記による陳情文書朗読の後、審査に入りました。

主な意見等を申し上げます。

委員より「陳情には賛成だが、意見書案を検討する際は、記載されている具体的な数値等についての根拠や財政的な妥当性をしっかりと検討する必要があるのではないか」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって採択することに決しました。

次に、陳情第2号が採択することに決しましたので、陳情第2号に係る意見書について審査に入りました。

主な意見等を申し上げます。

委員より「新病院の再編統合を控えているということもあり、非常に重要な陳情だと思う。数値等を含む文章表現については多様な意見があると思われるため、一任したいと思う」との意見がありました。

委員より「具体的な数値等については記載しない形に一部修正した上で、議会案を提出してはどうか」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって、意見書案を一部修正の上、議会案を提出することに決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第20、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第71号寒河江市公民館に関する条例の一部改正について及び議第74号寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についての2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第71号及び議第74号の2案件は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

- 柏倉信一議長 次に、日程第21、議第78号令和7年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)から日程第26、議第83号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてまでの6案件を一括して議題といたします。

## 議 案 説 明

- 柏倉信一議長 日程第27、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。齋藤市長。

[齋藤真朗市長 登壇]

- 齋藤真朗市長 初めに、議第78号令和7年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、山形県人事委員会勧告等を踏まえた特別職の期末手当並びに一般職員の給与、勤勉手当等の改定を行うものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ5,297万8,000円を追加し、予算総額を254億8,246万2,000円とするものでございます。

次に、議第79号令和7年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、山形県人事委員会勧告等を踏まえた給与改定を行うため、職員給与

等を追加するものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ166万2,000円を追加し、予算総額を39億6,375万2,000円とするものでございます。

次に、議第80号令和7年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、山形県人事委員会勧告等を踏まえた給与改定を行うため、職員給与等を追加するものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ331万5,000円を追加し、予算総額を46億2,400万円とするものでございます。

次に、議第81号令和7年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、山形県人事委員会勧告等を踏まえた給与改定及び人事異動等に伴う給与等経費の調整を行うものでございます。

収益的支出について、給与費を5,470万円追加するもので、その結果、収益的支出総額を22億4,470万円とするものでございます。

次に、議第82号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例及び寒河江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

山形県人事委員会勧告等を踏まえ、宿日直手当の額、一般職の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第83号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

山形県人事委員会勧告等を踏まえ、特別職の期末手当の支給月数を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

以上、6案件について御提案申し上げます

が、詳細につきましては関係課長より御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○**柏倉信一議長** 詳細説明に入ります。小林財政課長。

〔小林博之財政課長 登壇〕

○**小林博之財政課長** 私からは議第78号令和7年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明いたしますので、5ページの事項別明細書を御覧ください。

19款繰越金であります。令和6年度の決算剰余金の一部をこのたびの補正予算の財源として追加するものでございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

事項別明細書6ページの第1款議会費から11ページの第10款教育費までの特別職給与費及び職員給与費等につきましては、山形県人事委員会勧告等を踏まえ、特別職の期末手当支給月数の引上げと宿日直手当の額、一般職の職員の給料月額、期末勤勉手当の支給月数の引上げにより、給料、職員手当などが増額となりますが、人事異動や育児休業等に伴う給与等経費を調整した結果、全体として4,283万6,000円を追加するものでございます。

また、このたびの一般職の職員の給与改定に併せて会計年度任用職員に係る報酬、職員手当などが増額となりますが、経費等を調整した結果、556万4,000円を追加するものでございます。

8ページを御覧ください。

3款1項1目の社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰入金及び1項3目の老人福祉費、介護保険特別会計繰入金は、このたびの山形県人事委員会勧告等を踏まえ、一般職の給与等の改定及び人事異動等に伴う給与等経費の増加分について、一般会計からそれぞれ繰出しを行うものでございます。

以上、よろしくようお願い申し上げます。

○**柏倉信一議長** 小林福祉国保課長。

〔小林弘之福祉国保課長 登壇〕

○**小林弘之福祉国保課長** 私からは議第79号令和7年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明いたしますので、補正予算書4ページの事項別明細書を御覧ください。

6款繰入金については、一般会計繰入金として、福祉国保課職員及び国保医療事務専門員に係る給与改定等に伴う人件費増加分を追加するものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。

1款総務費の職員給与費については、山形県人事委員会勧告等を踏まえた一般職の職員の給与等改定や人事異動などに伴う給与等経費を調整した結果、全体として166万2,000円を追加するものであります。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

○**柏倉信一議長** 黒田健康増進課長。

〔黒田美紀健康増進課長 登壇〕

○**黒田美紀健康増進課長** 私からは議第80号令和7年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明いたしますので、補正予算書4ページの事項別明細書を御覧ください。

3款国庫支出金、5款県支出金については、国や県からの地域支援事業交付金として、健康増進課職員2名及び地域支援事業に係る職員の給与改定に伴う人件費増加分を追加するものです。

7款繰入金については、地域支援事業繰入金及びその他一般会計繰入金として、健康増進課職員6名及び介護認定調査員に係る給与改定に伴う人件費増加分を追加するものです。

次に、歳出について御説明申し上げます。

5 ページを御覧ください。

1 款総務費から 4 款地域支援事業費については、山形県人事委員会勧告等を踏まえた一般職の職員及び会計年度職員の給与等改定や人事異動などに伴う給与等経費を調整した結果、全体として331万5,000円を追加するものです。

以上、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○**柏倉信一議長** 山田病院副院長。

〔山田良一病院副院長 登壇〕

○**山田良一病院副院長** 私からは議第81号令和7年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の2ページをお開きください。

このたびの補正予算は、山形県人事委員会勧告等を踏まえた給与改定や人事異動等に伴う給与等経費の調整を行うもので、収益的支出の給与費のうち人事異動等に伴う給与費を調整した結果、給料については1,230万2,000円の増額となり、職員手当については3,129万6,000円の増額となるものでございます。会計年度任用職員に係る報酬については、このたびの一般職の職員の給与改定に併せて776万8,000円を増額するものとなっております。退職手当組合負担金は333万4,000円の増額となり、給与費全体といたしましては5,470万円を追加しようとするものであります。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願ひ申し上げます。

○**柏倉信一議長** 今野総務課長。

〔今野育男総務課長（併）選挙管理委員会事務局 登壇〕

○**今野育男総務課長（併）選挙管理委員会事務局長** 私からは議第82号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例及び寒河江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

山形県人事委員会の勧告等を踏まえ、宿日直

手当の額、一般職の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定しようとするものであります。

この改正条例は4条立ての構成になっており、第1条及び第3条は適用日を令和7年4月1日に遡る改正内容で、第2条及び第4条は令和8年4月1日施行とする内容です。

議案書2ページを御覧ください。

第1条及び第2条は、寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正となります。

第1条の改正内容について御説明いたします。

第14条の3第1項の改正は、宿日直手当の支給額を300円引き上げ4,700円とするものです。

なお、宿日直の勤務時間が5時間未満の場合は1回の手当額の2分の1を支給することになりますので、この場合の支給額については150円引き上げ2,350円となります。

第16条第2項の改正は、再任用職員以外の職員の期末手当支給月数の引上げを行うものです。現在の支給月数は6月、12月ともに1.25月分ですが、これを6月は1.25月分、12月を1.275月分とし、0.025月分引き上げるものです。これに伴い、年間支給月数を2.50月分から2.525月分に引き上げる改正となります。

第16条第3項の改正は、再任用職員の期末手当支給月数の引上げを行うものです。現在の支給月数は6月、12月ともに0.70月分ですが、これを6月は0.70月分、12月を0.725月分とし、0.025月分引き上げるものです。これに伴い、年間支給月数を1.40月分から1.425月分に引き上げる改正となります。

第17条の3第2項第1号の改正は、再任用職員以外の職員の勤勉手当支給月数の引上げを行うものです。現在の支給月数は6月、12月ともに1.05月分ですが、これを6月は1.05月分、12月を1.075月分とし、0.025月分引き上げるものです。これに伴い、年間支給月数を2.10月分から2.125月分に引き上げる改正となります。

第17条の3第2項第2号の改正は、再任用職員の勤勉手当支給月数の引上げを行うものです。現在の支給月数は6月、12月ともに0.50月分ですが、これを6月は0.50月分、12月を0.525月分とし、0.025月分引き上げるものです。これに伴い、年間支給月数を1.00月分から1.025月分に引き上げる改正となります。

2ページ下段から別表第1、行政職給料表及び、9ページからの別表第2、医療職給料表(二)(三)につきましては、増額改定となっております。

行政職給料表では、高卒の初任給を1万2,300円、大卒の初任給を1万2,000円引上げし、若年層に重点を置きつつ、全ての級で給料月額を引き上げるものです。

医療職の給料表(二)(三)についても、行政職との均衡を基本に引上げをしております。

24ページを御覧ください。

続きまして、第2条の改正内容について御説明いたします。

第16条第2項及び第3項の改正は、期末手当の支給月数について、令和8年4月1日以降は6月と12月の支給月数を均等にするものです。

第17条の3第2項第1号及び第2号の改正は、勤勉手当の支給月数について、令和8年4月1日以降は6月と12月の支給月数を均等にするものです。これは、給与改定に伴い期末手当の引上げを行う場合、改正年度は12月の期末手当の支給月数のみで調整を図ることが一般的であるため、翌年度の支給月数を再度改正するものがあります。

次に、第3条及び第4条の改正内容について御説明いたします。第3条及び第4条は、寒河江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正となります。

第3条の改正内容について御説明いたします。

第4条第1項の改正は、特定任期付職員に適用される給料表について、全ての級において増

額改定となっております。

第5条第2項の改正は、特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げを行うものです。現在の期末手当の支給月数は6月、12月ともに0.95月分ですが、これを6月は0.95月分、12月を0.975月分とし、0.025月分引き上げるものです。

また、勤勉手当の支給月数は6月、12月ともに0.775月分ではありますが、これを6月は0.775月分、12月を0.80月分とし、0.025月分引き上げるものです。これに伴い、年間支給月数を3.45月分から3.50月分に引き上げる改正となります。

続きまして、第4条の改正内容について御説明いたします。

第5条第2項の改正は、期末手当及び勤勉手当の支給月数について、令和8年4月1日以降は6月と12月の支給月数を均等にするものです。

附則第1項は、それぞれの条文の適用日の規定をしており、第2項は、差額を支給することとなるため、既に支給された給与は内払いとする旨、規定をするものです。

続きまして、議第83号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

山形県人事委員会の勧告等を踏まえ、特別職のうち、市長、副市長、教育長、議会の議員並びに病院事業管理者の期末手当の支給月数を引き上げるものであります。

28ページを御覧ください。

この改正条例は4条立ての構成になっており、第1条及び第3条は公布日施行で適用日が令和7年4月1日、第2条及び第4条は令和8年4月1日から施行する内容であります。

第1条の改正内容について御説明いたします。寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正で、第4条には常勤職員の期末手

## 質疑・討論・採決

当、第7条には議会の議員の期末手当に係る支給月数が規定されておりますが、山形県人事委員会勧告や県知事、県議会議員、国会議員の改正状況を踏まえ、12月の支給月数を1.70月分から1.75月分へ0.05月分引き上げるものであります。それに伴い、年間支給月数を3.40月分から3.45月分に引き上げる改正となります。

第3条につきましては、寒河江市立病院事業の管理者の期末手当に係る支給月数を第1条と同様に改正しようとするものであります。

第2条及び第4条の改正内容について御説明いたします。常勤特別職、議会の議員、病院事業管理者の期末手当について、令和8年4月1日から、年間総支給月数を変えずに、支給月数を6月と12月で均等にします。

附則第1項は、それぞれの条文の適用日を規定しており、附則第2項は、差額を支給することとなるため、既に支給された期末手当は内払いとする旨、規定するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

## 委員会付託

○柏倉信一議長 日程第28、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第78号、議第79号、議第80号、議第81号、議第82号及び議第83号の6案件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

○柏倉信一議長 日程第29、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議第78号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第79号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第80号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第81号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第82号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第83号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第78号令和7年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

賛成多数であります。

よって、議第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議第79号令和7年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

賛成多数であります。

よって、議第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議第80号令和7年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議第81号令和7年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議第82号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例及び寒河江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議第83号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第83号は原案のとおり可決されました。

## 議案上程

○柏倉信一議長 次に、日程第30、議案第4号安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める意見書の提出について及び日程第31、議案第5号全国一律最低賃金制の確立・時間額1500円実現とこれに見合う中小企業支援拡充により人口減少・流出に歯止めをかけるための意見書の提出についての2案件を一括議題といたします。

## 議案説明

○柏倉信一議長 日程第32、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号及び議案第5号の2案件については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

## 質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第33、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議案第4号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議案第5号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第4号安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める意見書の提出について及び議案第5号全国一律最低賃金制の確立・時間額1500円実現とこれに見合う中小企業支援拡充により人口減少・流出に歯止めをかけるための意見書の提出についての2案件を一括して採決いたします。

2案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号及び議案第5号の2案件は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前11時11分

○柏倉信一議長 これにて令和7年第4回寒河江市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。